

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 平成二十九年准看護師試験の実施
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

環境管理課

医療推進課

障害福祉課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

【公告】

- 平成二十九年家畜商講習会の開催

畜産課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動

選挙管理委員会

【正誤】

- 平成二十九年技能検定試験（随時実施分）の実施の正誤

労働雇用政策課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 大成製紙株式会社

住所 津山市川崎200番地1

氏名 代表取締役社長 松田 幸雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 大成製紙株式会社

所在地 津山市川崎200番地1

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

雨水排水口N o. 22及び23を廃止し、N o. 21を移設する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年11月28日から同年12月19日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第五百六十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成二十九年年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成三十年二月九日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

平成三十年一月四日（木曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成三十年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに

掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認められたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、平成三十年三月三十日（金曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課看護・試験班において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
 - 2 食生活と栄養
 - 3 薬物と看護
 - 4 疾病の成り立ち
 - 5 感染と予防
 - 6 看護と倫理
 - 7 患者の心理
 - 8 保健医療福祉の仕組み
 - 9 看護と法律
 - 10 基礎看護
 - 11 成人看護
 - 12 老年看護
 - 13 母子看護
 - 14 精神看護
- 九 試験方法
- 筆記試験（四肢択一式）
- 十 合格発表の日時及び場所
平成三十年三月九日（金曜日）午前九時
岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ及び同課前において発表する。
- 十一 合格証書の交付
試験の合格者には、合格証書を交付する。
- 十二 受験願書の請求その他
- 1 受験願書は、岡山県保健福祉部医療推進課へ返送料を添えて請求すること。
 - 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成三十年一月十二日（金曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
 - 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六―七三二三）へ問い合わせること。

平成29年11月28日 岡山県公報 第11944号

◎岡山県告示第五百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アグリ・エカロー・月

2 所在地

総社市総社三―六―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人アグリ・エカロー

2 主たる事務所の所在地

倉敷市北浜町一―二九―二〇三

三 廃止年月日

平成二十九年十一月三十日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇三四一

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成29年11月28日 岡山県公報 第11944号

◎岡山県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四三〇号
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市児島唐琴町一四二番一三地先から	新	七・〇 四〇・〇	三〇〇・五
倉敷市児島唐琴町一四二番一三地先から	旧	七・〇 九・〇	三〇〇・五
倉敷市児島唐琴町一四二番九地先まで			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東安倉鴨方線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

平成29年11月28日 岡山県公報 第11944号

浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二七〇番 四地先から 一地先まで	浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二七〇番 四地先から 一地先まで
浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二七〇番 四地先から 一地先まで	浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二六三番 一地先まで
新	旧
八・四〇 一三・九	七・三〇 一〇・〇
四三・四	四三・四

一 道路の種類 県道
二 路線名 大篠津山停車場線
三 道路の区域

津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	区 域
津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	別 新 旧
津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	幅 員 (メートル)
津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	津山市林田字スクモツカ三二番三地先か ら	延 長 (メートル)

一 道路の種類 県道
二 路線名 野上矢掛線
三 道路の区域

平成29年11月28日 岡山県公報 第11944号

小田郡矢掛町小田字土井ケ原三二〇一番 四四地先から 小田郡矢掛町小田字新池内一八一一番一 地先まで	小田郡矢掛町小田字土井ケ原三二〇一番 四四地先から 小田郡矢掛町小田字新池内一八一一番一 地先まで	区 域
旧	新	別 新旧
四・〇 三・三	六・六 三九・九	幅員 (メートル)
一〇二三・〇	一〇二三・〇	延長 (メートル)

平成29年11月28日 岡山県公報 第11944号

◎岡山県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四三〇号	倉敷市児島唐琴町一四二一番一三地从先から倉敷市児島唐琴町一四二二番九地先まで	平成二十九年十一月二十八日
県道	東安倉鴨方線	浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二七〇番四地从先から浅口市鴨方町六条院中字堀抜五二六三番一地先まで	
	大篠津山停車場線	津山市林田字スクモツカ三二番三地从先から津山市林田字ヲクミヤ川五番二地先まで	
	野上矢掛線	小田郡矢掛町小田字土井ヶ原三二〇一番四四地从先から小田郡矢掛町小田字新池内一八一一番一地从先まで	

〔五〇三〕家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催日時

平成三十年二月八日（木曜日）及び同月九日（金曜日）の午前九時から午後五時まで

二 開催場所

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 講習の科目及び時間

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に写真（受講申請書提出前六月以内に撮影した無帽の正面上三分身のもので、縦三センチメートル、横二・四センチメートルの大きさのもの）を貼り付け、住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外に居住する者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部畜産課に提出すること。

2 受講手数料

三千四百三十円相当の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

3 受付期間

平成二十九年十二月十三日（水曜日）から平成三十年一月十二日（金曜日）までとする。ただし、郵送又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

五 その他

講習会について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六一二二六―七四二八）又は各県民局農林水産事業部農畜産物生産課に問い合わせること。

◎岡山県選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

山下たかし氏の支援の輪を拡げる会

安宅敬祐

山本俊介

岡山市北区広瀬町一〇―五

平成二九・一〇・六

◎岡山県選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

民進党岡山県総支部連合 難波 奨二 代表者の氏名

難波 奨二

柚木 道義

平成二九・一〇・三

会

(二三) 平成二十九年十一月一日付け(号外) 公布岡山県公告(平成二十九年 度技能検
定試験(随時実施分)の実施)に誤りがあった。

一・六	頁・行
職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機 関の指定に関する省令の一部を 改正する省令	誤
職業能力開発促進法施行規則等 の一部を改正する省令	正